

## ■ Roadコンサルティングからの人材育成・人材支援情報

### 「富士市民憲章から正しい生き方を学ぶ」

#### 富士市立高校 キャリア教育授業 実施レポート



1月22日（月）に、富士市立高校総合探究課3年生の61名を対象に「キャリア教育授業」を実施いたしました。

#### ＜キャリア教育授業の内容＞

今回は「富士市民憲章」をテーマに、人としての正しい生き方と、その実践の仕方についてワークを行いました。  
今回は社会福祉法人誠信会の三枝裕美様、株式会社フロントワーク 佐々木恵様、当社大道桂三の3名の方に、富士市民憲章の内容をもとに「テーマの内容が仕事・人生の中でどのように必要になるのか？」というお話をさせていただきました。

#### ＜富士ニュースに掲載されました＞

2024年1月25日（木）発行の富士ニュースに『富士市立高校キャリア教育』の様子が掲載されました。  
記事の内容と本授業について詳しく知りたい方は、ぜひこちらをご覧ください 📄 <https://road-consulting.jp/information/1804/>

### 【メディア掲載】静岡新聞に掲載されました

#### 富士山メソッドプロジェクト 1月レクリエーション



富士山メソッドプロジェクトでは、働く外国人の皆さんが、楽しみながら日本の文化を知り、地域の皆様と交流することができるようなレクリエーションを毎月企画・実施しています。

#### ＜1月レクリエーションの内容＞

2024年1月28日（日）はミャンマー人の皆さんと一緒に、日本のお正月文化である「初詣」を学び体験するために、「富士山本宮浅間大社」へ行きました。  
また、初詣を終えた後は「白糸自然公園」へ向かい、ピクニックと白糸の滝鑑賞を行い、交流を深めました。  
今回は皆さんと一緒に「ありがとう」を改めて学び、感じました。

#### ＜静岡新聞に掲載されました＞

2024年2月2日（金）発行の静岡新聞に、富士山メソッドプロジェクトの取り組みと、1月のレクリエーションとして開催した『富士山本宮浅間大社での初詣』の様子が掲載されました。  
記事の内容と本授業について詳しく知りたい方は、ぜひこちらをご覧ください 📄 <https://fujisan-method.jp/mediainfo/976/>

### 「職員向けハラスメント研修」

#### 富士市ユニバーサル就労支援センター様 研修レポート



2月9日（金）に富士市ユニバーサル就労支援センター様の「職員向けハラスメント研修」を弊社大道が担当させていただきました。「ユニバーサル就労」とは、働きたくても働きづらさをかかえた「全ての市民」が仕事に就き、「生きがい、働きがい」を感じられる社会をつくる取り組みのことです。

富士市は全国で初めて、平成29年4月に「ユニバーサル就労の推進に関する条例」を制定し、富士市ユニバーサル就労支援センターを開設しました。

#### ＜ハラスメント研修の内容＞

今回は就労支援員の皆様全員を対象とし、グループワークも交えながら以下内容についての研修を実施させていただきました。

- 「パワーハラスメント」について
- 「カスタマーハラスメント」について

詳しくはこちら 📄 <https://road-consulting.jp/report/1850/>

### ～①難しい言葉を避け、簡単な言葉を使う～

#### 今日からできる！外国人とコミュニケーションをとるコツ



難しい言葉	簡単な言葉
どちらから	?
お話しになりましたか？	?
～から 参りました	?
いかがですか？	?
敬語	?
敬称	?
氏名	?
ご出身はどこですか？	?
記入してください	?

新米日本語教師の大竹です！  
ここでは、急増している在留外国人の方々とのコミュニケーションを円滑にする言語・手法として現在注目されている「やさしい日本語」をもとにしながら、今日からできる簡単なコツを情報提供させていただきます。

#### ＜コツ① 難しい言葉を避け、簡単な言葉を使う＞

「難しい言葉を避け、簡単な言葉を使う」はやさしい日本語の基本であり、最も重要な部分です。  
仕事や生活場面で外国人の方とコミュニケーションをとるために、いくらゆっくり丁寧に話しても、ひらがな表記だけの文書を作成したとしても、コツ①を意識しなければ伝えることはできません。  
今回は以下内容についての情報を提供をさせていただきました。

- 外国人にとって「難しい言葉」とは？
- 外国人にとって「簡単な言葉」とは？
- 難しい言葉→簡単な言葉への変換練習をしてみましょう！

詳しくはこちら 📄 <https://fujisan-method.jp/info/991/>



## ■ 社労士オフィスロードからの労務情報

### 外国人労働者数が初の200万人超え

厚生労働省は1月26日、令和5年10月末時点の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。国内で働く外国人は昨年10月末時点で前年と比べ12.4%増えて、204万8,675人に上り、平成25年から11年連続で過去最多を更新しました。対前年増加率が高かったのは、インドネシア（56.0%増）、次いでミャンマー（49.9%増）、ネパール（23.2%増）の順となっています。2019年4月に特定技能制度が導入されたこともあり、企業活動を支える外国人労働者の数は大幅に増加している状況で、比較可能な平成20年以降200万人を超えるのは初めてです。

詳しい人口内訳についてはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001195787.pdf>

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）】

### 労働保険年度更新の時期が近づいてきました

今年度も労働保険年度更新の時期が近づいてまいりました。

申告書類は5月下旬頃に労働局から事業所様宛に発送されます。

申告・納付期間は6月1日～7月10日です。また令和6年度の保険料

は昨年度と同様の保険料率です。



詳細はこちらをご覧ください。

厚生労働省リーフレット

[\[令和6年度の雇用保険料率について\]](#)

一般の事業	15.5/1,000
(令和5年度)	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	17.5/1,000
(令和5年度)	17.5/1,000
建設の事業	18.5/1,000
(令和5年度)	18.5/1,000

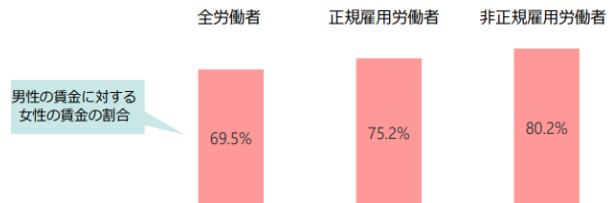
### 男女の賃金差異、平均値が初公表されました

厚生労働省の「男女の賃金の差異の情報公表状況」の結果によると男性の賃金に対する女性の賃金の割合の平均値は以下の通りです。

■全労働者→69.5%

■正規雇用労働者→75.2%

■非正規雇用労働者→80.2%



詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001200619.pdf>

厚生労働省【男女の賃金の差異の情報公表状況】

### 残業に関するよくある質問～社会保険労務士事務所が分かりやすく解説～

社労士オフィスロードの千葉佳汰です。

今回は皆様にも馴染みがある「残業」がテーマとなります。

残業に関するよくあるご質問に回答する形式で説明させていただきます。

■法定内残業、法定外残業って何？

残業は大きく①法定内残業、②法定外残業の2つに区別されます。

①法定内残業：所定労働時間は超過するものの、法定労働時間の範囲内の労働のこと

法定内残業の場合は、法定内残業の割増率について法律では決まりがありません。

就業規則で割増率の規定がある場合を除き、割増賃金を計算する必要はありませんので、通常の賃金と同様に計算します。

②法定外残業：所定労働時間・法定労働時間、どちらも超過した労働のこと

法定外残業とは、労働基準法で定められた1日8時間かつ1週40時間の法定労働時間を

超えて働くことです。つまり、労働時間から法定労働時間を引いた差が法定外残業時間となります。

法定外残業時間の場合、割増率25%以上、残業が深夜（午後10時～午前5時）になった場合は

50%以上の割増賃金の支払いが法律で決められています。

【ブログの続きは、こちらからご覧ください。】<https://office-road.jp/blog/useful-blog/4500/>】

